

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第28回会議配布資料	66
-----------------------------------	----

事 務 当 局 試 案

〔改訂版〕

目 次

1	取調べの録音・録画制度	1 頁
2－1	犯罪事実の解明による刑の減輕制度	3 頁
2－2	捜査・公判協力型協議・合意制度	4 頁
2－3	刑事免責制度	9 頁
3	通信傍受の合理化・効率化	10 頁
4	身柄拘束に関する判断の在り方についての規定	14 頁
5－1	被疑者国選弁護制度の拡充	15 頁
5－2	弁護人の選任に係る事項の教示	15 頁
6－1	証拠の一覧表の交付制度	16 頁
6－2	公判前整理手続の請求権	17 頁
6－3	類型証拠開示の対象拡大	18 頁
7－1	ビデオリンク方式による証人尋問の拡充	19 頁
7－2	証人の氏名及び住居の開示に係る措置	20 頁
7－3	公開の法廷における証人の氏名等の秘匿	23 頁
8	公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等	24 頁
9	自白事件を簡易迅速に処理するための方策	25 頁

1 取調べの録音・録画制度

ー 1 次に掲げる事件については、検察官は、刑事訴訟法第三百二十二条第一項本文に規定する書面であって被告人に不利益な事実の承認を内容とするもの（被疑者として逮捕若しくは勾留されている間に当該事件について同法第百九十八条第一項の規定により行われた取調べ又は当該事件について同法第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（これらの規定を同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定により与えられた弁解の機会（以下「取調べ等」という。）に際して作成されたものに限る。）の取調べを請求した場合において、当該書面について同法第三百二十六条の同意がされず、かつ、当該書面を同法第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができることについて被告人又は弁護人が異議を述べたときは、当該承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を5により記録した記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）の取調べを請求しなければならないものとする。

(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(二) 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(一)に該当するものを除く。)

(三) 司法警察員が送致又は送付した事件以外の事件 (一)又は(二)に該当するものを除く。)

2 1の場合において、検察官が1の記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、1の書面の取調べの請求を却下しなければならないものとする。

3 検察官、検察事務官又は司法警察職員において5の(一)から(四)までのいずれかに該当することにより1の書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を記録媒体に記録しなかったことその他やむを得ない事情により、1の記録媒体が存在しないときは、1及び2は、これを適用しないものとする。

4 1から3までは、被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で取調べ等における被告人の供述をその内容とするものについて、これを準用するものとする。

5 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1(一)から(三)までに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を刑事訴訟法第百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し同法第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（これらの規定を同法第

二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)の規定により弁解の機会を与えるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録しておかなければならないものとする。

- (一) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることが困難であると認めるとき。
- (二) 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- (三) (二)に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- (四) (二)及び(三)に掲げるもののほか、当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

二 本制度の在り方については、施行後一定期間が経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2－1 犯罪事実の解明による刑の減輕制度

一 犯罪事実の解明による刑の減輕

刑法第四十二条に規定するもののほか、罪を犯した者が、自己の犯罪について、捜査機関に知られていない事実であって当該自己の犯罪の証明のため重要なものを供述してその犯罪事実を明らかにしたときは、その刑を減輕することができるものとする。

2-2 捜査・公判協力型協議・合意制度

一 合意及び協議の手続

1 検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が、他人の犯罪事実（特定犯罪に係るものに限る。）についての知識を有すると認められる場合において、当該他人の犯罪事実を明らかにするために被疑者又は被告人が行うことができる行為の内容、被疑者又は被告人による犯罪及び当該他人による犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が(一)に掲げる行為の全部又は一部を行う旨及び当該行為が行われる場合には検察官が被疑事件又は被告事件について(二)に掲げる行為の全部又は一部を行う旨の合意をすることができるものとする。合意をするには、弁護人の同意がなければならないものとする。

(一) 被疑者又は被告人による次に掲げる行為

イ 刑事訴訟法第百九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して当該他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述をすること。

ロ 当該他人の刑事事件の証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。

ハ 当該他人の犯罪事実を明らかにするため、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して証拠物を提出すること。

(二) 検察官による次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること。

ハ 公訴を取り消すこと。

ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 即決裁判手続の申立てをすること。

ヘ 略式命令の請求をすること。

ト 刑事訴訟法第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

2 1に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪を除く。）をいうものとする。

(一) 刑法第二編第五章（公務の執行を妨害する罪）（第九十五条を除く。）、第十七章（文書偽造の罪）、第十八章（有価証券偽造の罪）、第十八章の二（支払用カード電磁的記録に関する罪）、第二十五章（汚職の罪）（第百九十三条から第百九十六条までを除く。）、第三十七章（詐欺及び恐喝

の罪)若しくは第三十八章(横領の罪)に規定する罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条(同条第一項第一号から第四号まで、第十三号及び第十四号に係る部分に限る。)、第四条(同項第十三号及び第十四号に係る部分に限る。)、第十条(犯罪収益等隠匿)若しくは第十一条(犯罪収益等收受)に規定する罪

(二) (一)に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、金融商品取引法に規定する罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

(三) 次に掲げる法律に規定する罪

イ 爆発物取締罰則

ロ 大麻取締法

ハ 覚せい剤取締法

ニ 麻薬及び向精神薬取締法

ホ 武器等製造法

ヘ あへん法

ト 銃砲刀剣類所持等取締法

チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

(四) 刑法第二編第七章(犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪)に規定する罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七条(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)に規定する罪(一)から(三)までに掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。)

3 1の合意には、被疑者若しくは被告人又は検察官において1(一)若しくは(二)に掲げる行為に付随し、又はその目的を達するため必要な行為を行う旨を含めることができるものとする。

4 1の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行うものとする。

5 1の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことができるものとする。

6 5の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の犯罪事実を明らかにするための供述を求めることができるものとする。この場合においては、刑事訴訟法第百九十八条第二項の規定を準用するものとする。

7 検察官は、刑事訴訟法第二百四十二条(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により司法警察員が送付した事件、同法第二百四十六条の規定により司法警察員が送致した事件又は司法警察員が現に捜

査していると認める事件の被疑者との間で5の協議をしようとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならないものとする。

- 8 検察官は、1の合意をすることにより明らかにすべき他人の犯罪事実について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の犯罪事実についての捜査のため必要と認めるときは、6により供述を求めることその他の5の協議における必要な行為を司法警察員にさせることができるものとする。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内において、1による合意の内容とする1(二)に掲げる行為に係る検察官の提案を、被疑者又は被告人及び弁護人に提示することができるものとする。

二 合意に係る公判手続の特則等

1 被告人との間の合意に関する書面等の取調べ請求の義務

- (一) 検察官は、被告事件について、公訴の提起前に被告人との間でした一1の合意があるとき又は公訴の提起後に被告人との間で一1の合意が成立したときは、遅滞なく、一4の書面の取調べを請求しなければならないものとする。
- (二) (一)により一4の書面の取調べを請求した後に、当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

2 被告人以外の者との間の合意に関する書面等の取調べ請求の義務

- (一) 検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し又は裁判所が職権で取り調べた被告人以外の者の供述録取書等が、その者が一1の合意に基づいて作成し又はその者との間の一1の合意に基づいてなされた供述を録取し若しくは記録したものであるときは、検察官は、遅滞なく、一4の書面の取調べを請求しなければならないものとする。この場合において、その合意の当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、併せて、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。
- (二) (一)前段の場合において、当該供述録取書等の取調べの請求後又は裁判所の職権による当該供述録取書等の取調べの後に、一1の合意の当事者が三1(二)によりその合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、三1(二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。
- (三) 検察官、被告人若しくは弁護人が証人として尋問を請求した者又は裁判所が職権で証人として尋問する者との間でその証人尋問についてした一1の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、一4の書面の取調べを請求しなければならないものとする。
- (四) (三)により一4の書面の取調べを請求した後に、一1の合意の当事者が

三 1 (二)によりその合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、三 1 (二)の書面の取調べを請求しなければならないものとする。

三 合意違反の場合の取扱い

1 合意からの離脱

(一) 一 1 の合意の相手方当事者がその合意に違反したときその他一定の場合には、一 1 の合意の当事者は、その合意から離脱することができるものとする。

(二) (一)の離脱は、その理由を記載した書面により、相手方に対し、その合意から離脱する旨を告知して行うものとする。

2 検察官が合意に違反した場合における公訴の棄却等

(一) 検察官が一 1 (二)イからへまでに係る合意（一 1 (二)ロについては特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨の合意に限る。）に違反して、公訴を提起し、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、公訴を取り消さず、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならないものとする。

(二) 検察官が一 1 (二)ロに係る合意（特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨の合意に限る。）に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、刑事訴訟法第三百十二条第一項の規定にかかわらず、その請求を却下しなければならないものとする。

3 検察官が合意に違反した場合における証拠の使用制限

(一) 検察官が一 1 の合意に違反したときは、被告人が一 5 の協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述及びその合意に基づいて得られた証拠は、これらを証拠とすることができないものとする。

(二) (一)は、当該証拠を当該被告人又は当該被告人以外の者の刑事事件の証拠とすることについて、その事件の被告人に異議がない場合には、適用しないものとする。

四 合意が成立しなかった場合における証拠の使用制限

一 1 の合意が成立しなかったときは、被疑者又は被告人が一 5 の協議においてした他人の犯罪事実を明らかにするための供述は、これを証拠とすることができないものとする。ただし、被疑者又は被告人が一 5 の協議においてした行為が刑法第百三条、第百四条若しくは第百七十二条の罪又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の罪に当たる場合において、それらの罪に係る事件において用いるときは、この限りでないものとする。

五 合意の当事者である被疑者又は被告人による虚偽供述等の処罰

- 1 ー 1 (イ)又はハに係る合意をした者が、その合意に係る他人の犯罪事実に関し当該合意に係る行為をすべき場合において、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出したときは、五年以下の懲役に処するものとする。
- 2 1 の罪を犯した者が、その行為をした他人の刑事事件の裁判が確定する前であって、かつ、その合意に係る自己の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。

2－3 刑事免責制度

一 証人を尋問する場合における免責決定

1 検察官は、証人尋問を請求するに当たり、その尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれる場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、当該事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。

(一) その証人尋問において尋問に応じてした供述及びこれに由来する証拠は、刑事訴訟法第百六十一条の罪又は刑法第百六十九条の罪に係る事件において用いる場合を除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

(二) その証人尋問においては、刑事訴訟法第百四十六条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

2 1の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人に尋問すべき事項に、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を1(一)及び(二)に掲げる条件により行う旨の決定（以下「免責決定」という。）をするものとする。

二 証人尋問の開始後における免責決定

1 検察官は、証人尋問において、証人が刑事訴訟法第百四十六条の規定により証言を拒絶した場合であって、関係する犯罪の軽重及び情状、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての証言の重要性その他の事情を考慮して必要と認めるときは、裁判所に対し、免責決定の請求をすることができるものとする。

2 1の請求を受けたときは、裁判所は、当該証人が刑事訴訟法第百四十六条の規定により証言を拒絶していないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問について免責決定をするものとする。

3 通信傍受の合理化・効率化

一 対象犯罪の拡大

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）第三条第一項各号を次の１から３までのように改め、別表を別表第一とし、同表の次に別表第二を加えるものとする。

- １ 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。ただし、別表第二に掲げる罪にあつては、当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があるときに限る。
- ２ 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。ただし、別表第二に掲げる罪にあつては、当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われ、又は行われると疑うに足りる状況があるときに限る。
 - (一) 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表第一又は別表第二に掲げる罪
 - (二) 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表第一又は別表第二に掲げる罪
- ３ 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。ただし、別表第二に掲げる罪にあつては、当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われると疑うに足りる状況があるときに限る。

別表第二

- 一 １ 刑法第百八条（現住建造物等放火）の罪又はその未遂罪
- ２ 刑法第百九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
- ３ 刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪
- ４ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
- ５ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目

的略取及び誘拐，人身売買，被略取者等所在国外移送，被略取者引渡し等，未遂罪）の罪

6 刑法第二百三十五条（窃盗），第二百三十六條第一項（強盗）若しくは第二百四十条（強盗致死傷）の罪又はこれらの罪の未遂罪

7 刑法第二百四十六條第一項（詐欺），第二百四十六條の二（電子計算機使用詐欺）若しくは第二百四十九條第一項（恐喝）の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）又は第二条（使用の未遂）の罪

三 出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項（業として行う高金利）若しくは第三項（業として行う著しい高金利）の罪，同条第二項の違反行為に係る同法第八条第一項（業として行う高金利の脱法行為）の罪又は同条第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為）の罪

四 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条第四項（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）又は第五項（不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等）の罪

二 特別の機能を有する再生・記録装置（以下「特定装置」という。）を用いる傍受

1(一) 新たな傍受の実施方法として，

イ 傍受の実施をしている間に行われる通信について，通信事業者等が，暗号化した上で，電気通信回線を通じて捜査機関の施設に設置された特定装置に伝送し，

ロ 検察官又は司法警察員が，特定装置を用いて，イにより伝送された通信を即時に復号化して，現行規定による傍受の場合と同一の範囲内で傍受をし，

ハ ロの傍受の際，特定装置の機能により，傍受した通信及び傍受の経過を記録媒体に自動的に記録し，当該記録を即時に暗号化してその改変を防止する

という方法を導入し，この方法により傍受を実施するときは，通信事業者等による立会い（通信傍受法第十二条第一項）及び記録媒体の封印（通信傍受法第二十条第一項）を要しないものとする。

(二) 特定装置を用いるときは，(一)ロに代えて，

イ 検察官及び司法警察員が傍受の実施場所に不在の間に(一)イにより伝送された通信について，特定装置の機能により記録媒体（(一)ハの記録媒体とは別のもの）に一旦記録し，

ロ その後、検察官又は司法警察員が、傍受の実施場所に所在する際に、特定装置を用いてイの記録媒体の記録内容を復号化して再生しつつ、現行規定による傍受の場合と同一の範囲内で傍受をし、
ハ イの記録媒体の記録内容は、その再生終了時に、特定装置の機能により、全て即時かつ自動的に消去することもできるものとする。

2 1の方法による傍受は、裁判官が、検察官又は司法警察員の申立てにより、相当と認めて、傍受令状に当該方法による傍受をすることができる旨の記載をしたときにすることができるものとする。

3(一) 1の暗号化及び復号化並びに1(一)ハにより暗号化された記録の復号化に必要な鍵（電磁的記録）は、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の職員が作成するものとする。

(二) (一)により作成された鍵のうち、1(一)イの暗号化に必要な鍵は通信事業者等が、1(一)ロ及び1(二)ロの復号化並びに1(一)ハの暗号化に必要な鍵（1(一)ハにより暗号化された記録を検察官又は司法警察員が復号化することができない措置が講じられたもの）は検察官又は司法警察員が、1(一)ハにより暗号化された記録の復号化に必要な鍵は裁判所が、それぞれ保持するものとする。

4 1(一)ハにより特定装置を用いて記録がされた記録媒体は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出すれば足りるものとする。

三 通信事業者等の施設における通信内容の一時記録を伴う傍受

1 新たな傍受の実施方法として、

(一) 傍受の実施場所である通信事業者等の施設に検察官及び司法警察員が不在の間に行われる通信について、通信事業者等が暗号化した上で一時記録用の記録媒体に一旦記録し、

(二) その後、検察官又は司法警察員が(一)の場所に所在する際に、通信事業者等が(一)の記録媒体の記録内容を復号化して再生し、検察官又は司法警察員が現行規定による傍受の場合と同一の範囲内で傍受をし、

(三) 通信事業者等は、(二)による再生が終了したときは、直ちに、(一)の記録媒体の記録内容を全て消去する

という方法を導入し、(一)については、通信事業者等による立会い（通信傍受法第十二条第一項）を要しないものとする。

2 1の方法による傍受は、裁判官が、検察官又は司法警察員の申立てにより、相当と認めて、傍受令状に当該方法による傍受をすることができる旨の記載をしたときにすることができるものとする。

3 1(一)の暗号化及び1(二)の復号化に必要な鍵は、傍受令状を発付した裁判

官が所属する裁判所の職員が作成し、これを通信事業者等に提供するものとする。

4 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定

身柄拘束に関する判断の在り方についての確認的な規定を設けるものとする。

5－1 被疑者国選弁護制度の拡充

被疑者国選弁護制度の対象となるべき場合を「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合」（刑事訴訟法第三十七条の二第一項）から「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」に拡大するものとする。

併せて、被疑者国選弁護の報酬は接見回数を主な要素として算定される仕組みとされているところ、法整備に当たっては、被疑者国選弁護制度における公費支出の合理性・適正性をより担保するための措置が講じられることが必要である。

5－2 弁護人の選任に係る事項の教示

司法警察員、検察官、裁判官又は裁判所は、刑事訴訟法（第二百七十二条第一項を除く。）の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、同法第七十八条第一項の規定による弁護人の選任の申出ができる旨を教示しなければならないものとする。

6－1 証拠の一覧表の交付制度

- 一 1 検察官は、刑事訴訟法第三百十六条の十四の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。
- 2 検察官は、1により一覧表を交付した後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。
- 二 1 一 1 及び 2 の一覧表には、次の(一)から(三)までに掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該(一)から(三)までに定める事項を記載しなければならないものとする。
- (一) 証拠物 品名及び数量
 - (二) 供述録取書 当該供述録取書の標目、作成の年月日及び供述者の氏名
 - (三) 証拠書類 (二)に掲げるものを除く。) 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名
- 2 検察官は、1にかかわらず、1の事項を記載した一覧表を交付することにより、次に掲げるおそれがあると認めるときは、そのおそれを生じさせる事項の記載をしないことができるものとする。
- (一) 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - (二) 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ
 - (三) 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障が生ずるおそれ

6－2 公判前整理手続の請求権

- 一 刑事訴訟法第三百十六條の二及び第三百十六條の二十八の整理手続の規定をそれぞれ次のように改めるものとする。
 - 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日前に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。
 - 2 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日後に、決定をもって、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。
 - 3 1若しくは2の決定又は1若しくは2の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

6－3 類型証拠開示の対象拡大

一 共犯者の取調べ状況等報告書

刑事訴訟法第三百十六条の十五第一項第八号を次のように改めるものとする。

取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であって第五号イ若しくはロに掲げるものに係るものに限る。）

二 検察官が取調べを請求した証拠物に係る差押調書又は領置調書

刑事訴訟法第三百十六条の十五第一項による開示の対象となる証拠の類型として次のものを加えるものとする。

押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、検察官請求証拠である証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他押収の状況を記録したもの

三 類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書又は領置調書

刑事訴訟法第三百十六条の十五に次の項を加えるものとする。

検察官は、押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、第一項の規定により開示すべき証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他押収の状況を記録したものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、前条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

7-1 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

一 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外の裁判所の規則で定める場所にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問することができるものとする。

- 1 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 同一構内に出頭するとしたならば、自己若しくはその親族の身体若しくは財産に害を被り又はこれらの者が畏怖し若しくは困惑する行為がなされるおそれがあると認められる者
- 3 遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認められる者

7-2 証人の氏名及び住居の開示に係る措置

一 検察官の措置

- 1 (一) 検察官は、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証人等（証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人をいう。以下同じ。）の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは、弁護人に対し、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えた上、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。
- (二) 検察官は、(一)本文の場合において、(一)本文に規定する行為を防止するために必要があるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないことができるものとする。この場合において、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないものとする。
- 2 (一) 検察官は、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載されている者であつて検察官が証人等として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下これらの者を2において「検察官請求予定証人等」という。）若しくは検察官請求予定証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるときは、弁護人に対し、その検察官請求予定証人等の氏名又は住居を閲覧する機会を与えた上、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。
- (二) 検察官は、(一)本文の場合において、(一)本文に規定する行為を防止するために必要があるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、その検察官請求予定証人等の氏名又は住居を閲覧する機会を与えないことができるものとする。この場合において、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えないものとする。
- 3 検察官は、1又は2の措置をとったときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならないものとする。

二 裁判所の裁定

1(一) 裁判所は、検察官が一(一)又は二(一)の措置をとった場合において、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないと認めるとき、又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置に係る条件を取り消さなければならないものとする。

(二) 裁判所は、検察官が一(二)又は二(二)の措置をとった場合において、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないと認めるとき、これらの行為を防止するために当該措置をとる必要がないと認めるとき、又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置に係る者の氏名又は住居を知る機会を与えることを命じなければならないものとする。この場合において、裁判所は、当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認める場合を除き、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。

2 裁判所は、1の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かななければならないものとする。

3 1の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

三 公判前整理手続等における開示への準用

一及び二は、検察官が刑事訴訟法第三百十六条の十四若しくは第三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は同法第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定により、証人等の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えるべき場合について、これを準用するものとする。

四 裁判所における訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧制限

1(一) 刑事訴訟法第四十条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった一(一)若しくは二(一)（三においてこれらを準用する場合を含む。）の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認める

ときは、弁護人に対し、訴訟に関する書類又は証拠物に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居の閲覧又は謄写をさせた上、これらを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

(二) 刑事訴訟法第四十条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった一 1 (二)若しくは 2 (二) (三においてこれらを準用する場合を含む。)の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、訴訟に関する書類若しくは証拠物に記載されている当該措置に係る者の氏名若しくは住居の閲覧若しくは謄写をさせず、又はこれらの閲覧若しくは謄写をさせた上、これらを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

2 刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所は、検察官がとった一 1 又は 2 (三においてこれらを準用する場合を含む。)の措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、公判調書に記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居の閲覧をさせないことができるものとする。ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

五 条件違反に対する処置請求

1 検察官は、一 1 (一)又は 2 (一) (三においてこれらを準用する場合を含む。)により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができるものとする。

2 裁判所は、二 1 (二) (三において準用する場合を含む。)又は四 1 により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができるものとする。

3 1 又は 2 の請求を受けた者は、そのとった処置をその請求をした者に通知しなければならないものとする。

7-3 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

一 証人等特定事項の秘匿決定等

1 裁判所は、次に掲げる場合において、証人等（証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人又は供述録取書等の供述者をいう。以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。

（一）証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる場合

（二）証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる場合

2 裁判所は、1の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、1の決定を取り消さなければならないものとする。

二 起訴状の朗読方法の特例

— 1の決定があった事件の公訴事実証人等特定事項が含まれるときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならないものとする。

三 尋問等の制限

裁判長は、— 1の決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができるものとする。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とするものとする。

四 証拠書類の朗読方法の特例

— 1の決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

8 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

一 証人不出頭等の罪の法定刑

召喚を受けた証人の不出頭及び証人の宣誓・証言の拒絶の各罪の法定刑を、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金とする。

二 証人の勾引要件

1 証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、これを勾引することができるものとする。

2 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を裁判所に召喚することができるものとする。

三 犯人蔵匿等、証拠隠滅等、証人等威迫の罪の法定刑

1 犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪の法定刑を、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金とする。

2 証人等威迫の罪の法定刑を、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金とする。

四 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪の法定刑

組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪の法定刑を、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とする。

五 被告人の虚偽供述等の禁止

1 刑事訴訟法第三百十一条に次の内容を加えるものとする。

被告人は、虚偽の事実の供述をしてはならない。

2 裁判長が、刑事訴訟法第二百九十一条第三項又は第三百十六条の九第三項の規定による告知をするときは、併せて虚偽の事実の陳述をしてはならない旨を告知しなければならないものとする。

9 自白事件を簡易迅速に処理するための方策

一 公訴取消し後の再起訴制限の緩和

即決裁判手続の申立てを却下する決定（刑事訴訟法第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げる場合に該当することによるものを除く。）があった事件について公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、同法第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができるものとする。同法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となったことにより同法第三百五十条の八の決定が取り消された事件について公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とするものとする。